

## ○紀南地方老人福祉施設組合職員面接指導等実施要領

〔令和6年7月8日〕  
要領第1号

### （目的）

第1条 この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条の8及び第66条の9の規定に基づき、長時間の時間外勤務（休日勤務等を含む。以下同じ。）により健康に悪影響が及ぶことが懸念される職員及び法第66条の10の規定に基づき、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって面接指導の申出を行った職員に対して実施する面接指導等について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 面接指導 健康を保持するための医師による指導をいう。
- (2) 面接指導に準ずる措置 健康管理に関する助言及び指導をいう。
- (3) ストレスチェック 心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。

### （面接指導の対象者）

第3条 面接指導の対象者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 1月あたり100時間を超える時間外勤務を行った職員
- (2) 2箇月ないし6箇月の1箇月平均が月80時間を超える時間外勤務を行った職員（前号に該当する職員を除き、かつ、1箇月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。）
- (3) 1月あたり80時間を超える時間外勤務を行った職員（前2号に該当する職員を除き、かつ、1箇月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。）
- (4) ストレスチェックの実施者により、高ストレス者として選定された職員

### （医師による面接指導の実施）

第4条 前条第1号及び第2号に規定する対象者については、面接指導の実施希望に関する申出の有無にかかわらず当該面接指導を実施するものとし、前条第3号及び第4号に規定する対象者が当該面接指導を希望するときは、その旨を申し出なければならない。

- 2 面接指導の実施を希望する対象者は、面接指導実施申出書兼職務専念義務免除願（様式第1号）を、事務局長に提出しなければならない。
- 3 事務局長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、指定医師（紀南地方老人福祉施設組合が指定した医師をいう。以下同じ。）により、面接指導を実施するものとする。
- 4 指定医師は、面接指導の結果を事務局長に提出しなければならない。
- 5 事務局長は、前項に規定する結果を受理したときは、面接指導を実施した職員の所属長にその内容を報告するものとする。

### （面接指導に準ずる措置の対象者）

第5条 面接指導に準ずる措置の対象者は、1箇月あたり45時間を超える時間外勤務を行った職員（第3条第1号、第2号及び第3号に該当する者を除く。）で、疲労の蓄積が認められる者とする。

### （面接指導に準ずる措置の実施）

第6条 前条に規定する対象者が、面接指導に準ずる措置の実施を希望するときは、面接指導に準ずる措置実施申出書（様式第2号）を、事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めた時は、指定職員（衛生に関し知識を有する職員のうちから総務課長が指名したものをいう。以下同じ。）により、面接指導に準ずる措置を実施するものとする。

3 指定職員は、面接指導に準ずる措置の結果を事務局長に提出しなければならない。

4 事務局長は、前項に規定する結果を受理したときは、面接指導に準ずる措置を実施した職員の所属長にその内容を報告するものとする。

（事後措置）

第7条 所属長は、面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果に基づき、必要な事後措置を実施するよう努めなければならない。

（面接指導に要する時間の取扱い）

第8条 職員が面接指導を受けるために要する時間の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者及び議会に常時勤務する職員 紀南地方老人福祉施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和59年紀南地方老人福祉施設組合条例第4号）第2条の規定に基づき、当該職員に係る職務専念義務は免除とする。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定により任用された特別職非常勤職員、同法第17条の規定により任用された一般職非常勤職員及び同法第22条の2第1項2号の規定により任用された会計年度任用職員 前号に準じて取り扱う。
- (3) 地方公務員法第22条の2第1項1号の規定により任用された会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時的任用職員 正規の勤務時間として取り扱う。
- (4) 前3号の規定に基づき取り扱う時間は、面接指導の実施に係る時間に限るものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年7月8日）

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

面接指導実施申出書兼職務専念義務免除願

年 月 日

事務局長 様

所属課  
職・氏名



紀南地方老人福祉施設組合職員面接指導等実施要領第4条の規定に基づき、面接指導の実施を申し出ます。

また、ストレスチェックの結果に基づく面接指導である場合は、当該ストレスチェック結果を事業者へ提供することに同意します。

記

1 対象職員

氏 名	( 歳)	性 別	男・女
-----	------	-----	-----

2 時間外勤務等の状況

(1) 職務の内容

--

(2) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間数による区分		時間数	備考
<input type="checkbox"/>	月80時間を超えるとき ( 年 月)	時間	
<input type="checkbox"/>	2 ないし [内訳] 6 箇月間の月平均 が80時間を超え るとき	①前月 ( 年 月) 時間 ②2箇月前 ( 年 月) (2箇月平均: 時間) ③3箇月前 ( 年 月) (3箇月平均: 時間) ④4箇月前 ( 年 月) (4箇月平均: 時間) ⑤5箇月前 ( 年 月) (5箇月平均: 時間) ⑥6箇月前 ( 年 月) (6箇月平均: 時間)	

- 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年白浜町条例第31号）第2条第2号の規定に基づき、次のとおり職務に専念する義務の免除を承認されたく願います

面接指導を受ける日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分
-------------------------------

様式第2号（第6条関係）

面接指導に準ずる措置実施申出書

年 月 日

事務局長 様

所属課  
職・氏名



紀南地方老人福祉施設組合職員面接指導等実施要領第6条の規定に基づき、面接指導に準ずる措置の実施を申し出ます。

記

1 対象職員

氏 名	( 歳)	性 別	男・女
-----	------	-----	-----

2 時間外勤務等の状況

(1) 職務の内容

--

(2) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間数による区分	時間数	備考
月45時間を超えるとき( 年 月)	時間	

3 所属長の意見欄

所属長	印
-----	---